

Manu Dream

マニユドリーム | マニユライフ生命の新変額個人年金保険Ⅵ型

契約締結前交付書面 兼 商品パンフレット

(契約概要／注意喚起情報)



この保険は、一定期間特別勘定で運用し、その運用実績によって定まる積立金額を年金原資として、年金をお支払いする一時払の変額個人年金保険です。

年金原資に最低保証はありませんので、払込保険料の合計額を下回ることがあります。

契約前に十分にお読みください

「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット」は、ご契約の申し込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

募集代理店

 SMBC日興証券

引受保険会社

 Manulife

株式やリート等のファンドに
投資してみたいけど、
いきなり始めるのは難しそう。

運用にかかる費用って
どのくらいなんだろう？

以前運用していたけど、
忙しくて相場を見る時間がなく
売却するタイミングを逃してしまった。

「資産の運用」には、
さまざまな悩みがあるようです。

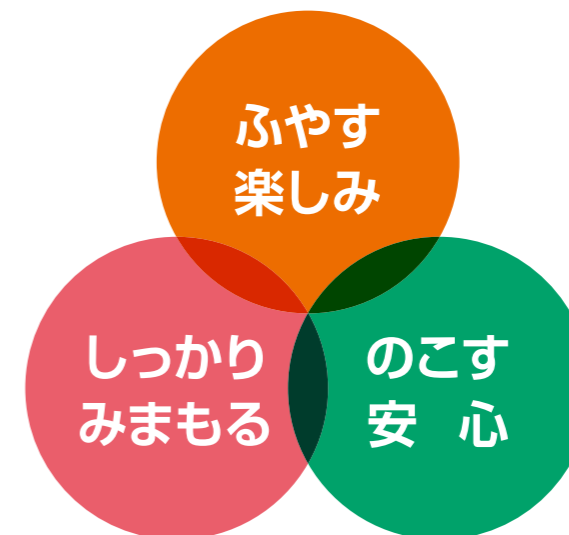
運用したいけれど、
家族にのこす資金も準備したい。

運用してみたいけど、
どんな商品を選んでいいか
わからない・・・



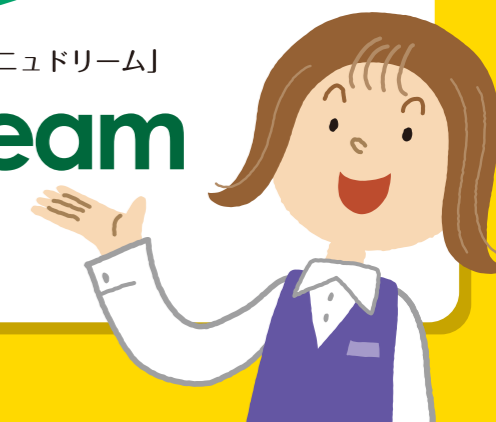
積極的に運用を楽しみたい！
でも、サポートしてくれる機能もほしい・・・

このような声にお応えした
「変額個人年金保険」をご紹介します



マニユライフ生命の変額個人年金保険「マニユドリーム」

Manu  Dream



【用語のご説明】

特別勘定：変額個人年金保険にかかわる資産の管理・運用を行う勘定のことをいい、他の保険種類にかかわる資産とは区分し、独立した管理・運用を行います。

基本保険金額：死亡給付金をお支払いする際に基準となる金額で、一時払保険料と同額になります。ただし、保険契約締結後に基本保険金額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。

運用期間：契約日から年金支払開始日前日までの期間です。この保険の運用期間は10年です。また、特別勘定運用継続特約を付加された場合、運用期間を5年間延長することができます。ただし、目標額に到達した場合は短縮されることがあります。

年金原資：支払われる年金の原資のことで、年金支払開始日前日の各特別勘定の積立金の合計額となります。据置期間付確定年金に移行した場合は、年金支払開始日前日の移行後の積立金額となります。



ご注意



この保険にかかる運用のリスクについて

- この保険は、特別勘定の運用実績によって積立金額、年金額、解約返戻金額等が変動(増減)する変額個人年金保険です。特別勘定での資産運用には、価格変動リスク・金利変動リスク・為替変動リスク・信用リスク・カントリーリスク等の投資リスクがあるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、**積立金額、年金原資、解約返戻金額が払込保険料の合計額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**その有価証券の価格や為替の変動等に伴うリスクは、契約者に帰属します。
- 積立金の移転(スイッチング)を行った際には、選択した特別勘定の種類によっては基準となる指標やリスクの種類が異なることとなりますので、ご注意ください。

この保険にかかる費用について

- この保険にかかる費用の合計額は、保険関係費、運用関係費および年金管理費の合計額になります。そのほか、解約・一部解約をした場合には解約控除、1保険年度に12回を超えるスイッチングを行った場合にはスイッチング手数料がかかります。
- ※くわしくは、P.20～P.23「この保険にかかる費用はつぎの通りです」(注意喚起情報)をご覧ください。



「積極的にふやす楽しみ」をあなたへ。
運用をサポートする機能も備えた、変額個人年金保険です。

ポイント

●6つの特別勘定(株式、債券、不動産投資信託等)から選択し運用できます。
ご自分の運用スタイルに合わせて、1%単位で組み合わせることができます。

- バランス(配分変更型)
- 日本株式型(A)
- 外国株式型(A)
- 外国債券型(A)
- グローバルリート型(A)
- マネー型(A)

「ふやす楽しみ」

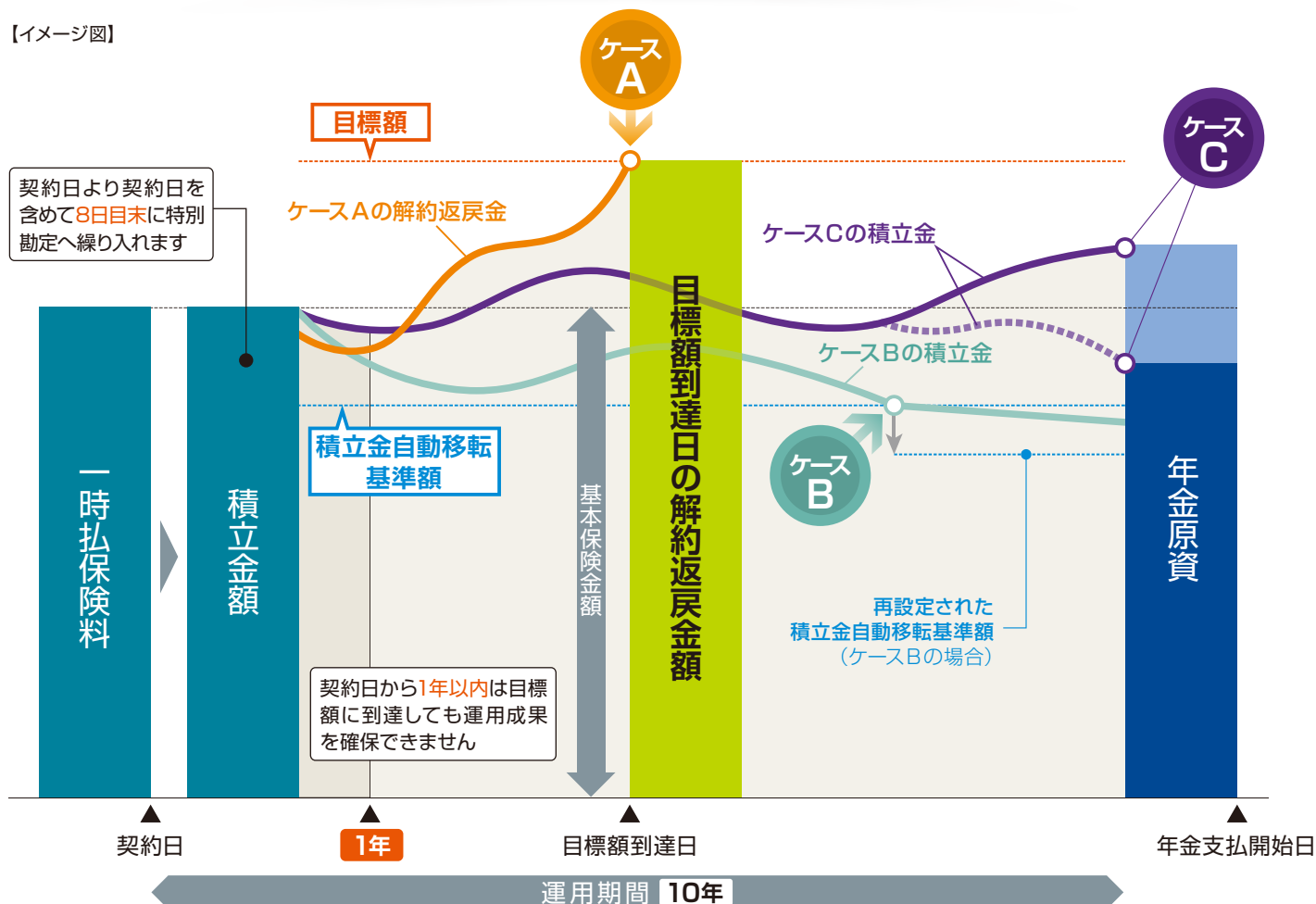
●運用期間中、投資環境等に応じてスイッチング(積立金の移転)ができます。
●運用期間中に積立金額が基本保険金額を下回った場合にのみ、積立金から死亡保障に必要な費用(以下「死亡保障費」といいます)を控除します。
積立金額が基本保険金額以上の場合は、積立金から死亡保障費を控除しないため、費用による運用成果への影響を軽減することができます。

※くわしくは、P.20～P.23「この保険にかかる費用はつぎの通りです」(注意喚起情報)をご覧ください。

⚠️ ご注意

●積立金から保険関係費の全額を控除できない場合、所定の期間内に追加の保険料のお払い込みがないときに、ご契約は消滅します。
※くわしくは、P.25「5.積立金から保険関係費の全額を控除できない場合について」(注意喚起情報)をご覧ください。

【イメージ図】



ポイント

「しっかりみまもる」

●契約時につぎのいずれかの目標値を選択いただき、目標額を設定していただきます。

目標値 **120%** **130%** **140%** **150%**

目標額 = 基本保険金額(一時払保険料) × 目標値

●契約日の1年経過後から年金支払開始日の前々日まで、目標額への到達を毎日判定します。解約返戻金額が目標額に到達した場合、自動的に据置期間付確定年金へ移行します。

●積立金額が、あらかじめ設定された積立金自動移転基準額*以下になった場合、自動的に積立金の全額を特別勘定[マネー型(A)]に移転します。

*契約時は基本保険金額の **80%** です。

⚠️ ご注意

●契約日から1年以内および年金支払開始日前日は、解約返戻金額が目標額に到達しても据置期間付確定年金へ移行しません。
●特別勘定[マネー型(A)]に移転した後も保険関係費および運用関係費が控除されるため、多くの場合、積立金額は減少します。

ポイント

「のこす安心」

●運用期間中に被保険者が死亡された場合の死亡給付金額は、基本保険金額または死亡日の積立金額のいずれか大きい金額となります。

基本保険金額 ← いずれか大きい金額 → 死亡日の積立金額

※くわしくは、P.17「6.被保険者が死亡された場合の保障内容について」(契約概要)をご覧ください。

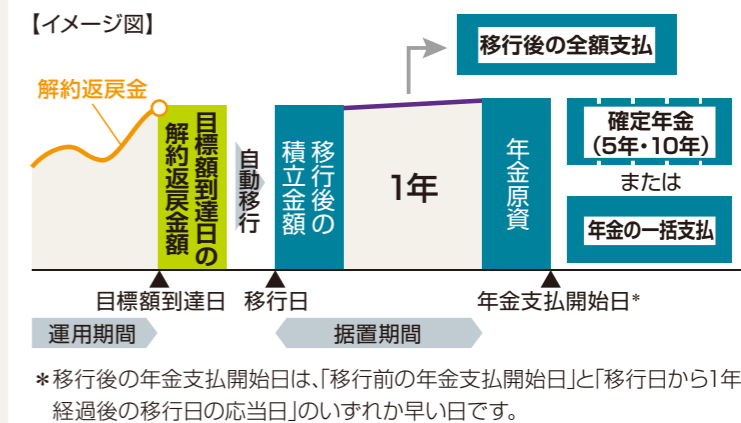
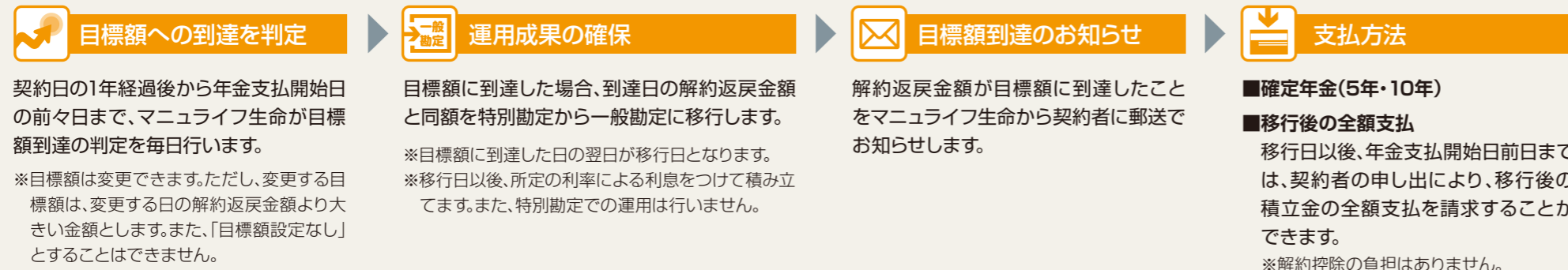
- ケースA** 解約返戻金額が**目標額に到達した場合**
→ 運用成果を確保(特別勘定から一般勘定へ自動移行)します。
※契約日の1年経過後から年金支払開始日の前々日までに到達した場合です。
- ケースB** 積立金額が**積立金自動移転基準額に到達した場合**
→ 積立金自動移転基準額以下になった日の積立金額を、特別勘定[マネー型(A)]に自動的に移転します。
※移転後、新たな積立金自動移転基準額が自動的に再設定されます。
※移転後も他の特別勘定にスイッチングすることができます。くわしくは、P.7をご覧ください。
- ケースC** 目標額または積立金自動移転基準額に到達することなく**運用期間が満了した場合**
→ 年金支払開始日前日の積立金額を年金原資として、年金をお支払いします。

確定年金(5年・10年)
または
年金の一括支払

※将来の積立金額等を保証するものではありません。なお、死亡給付金およびケースA・Bの年金原資の表示は省略しています。

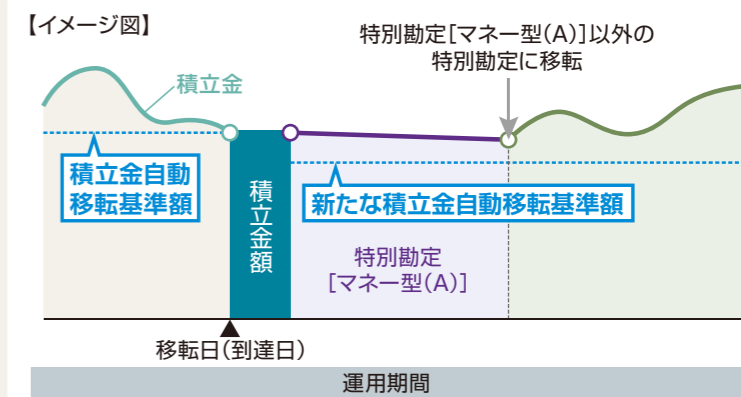
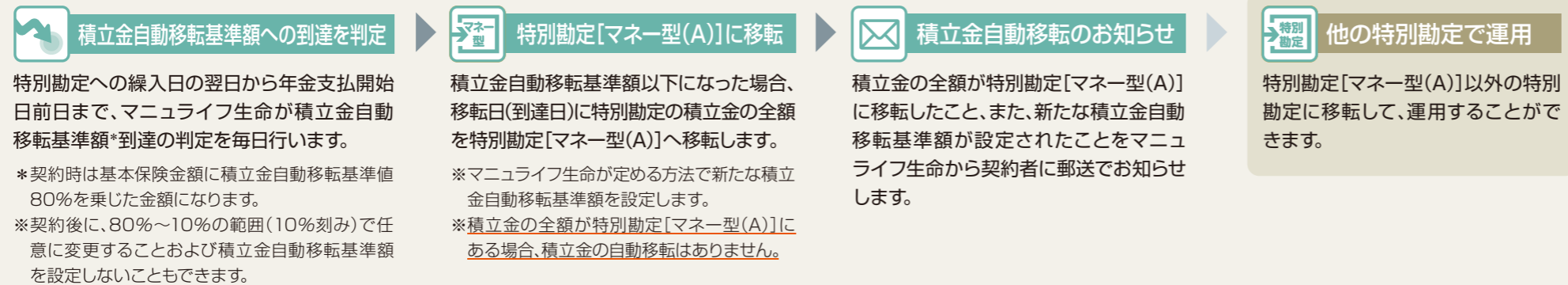
ケース A

解約返戻金額が**目標額に到達した場合**



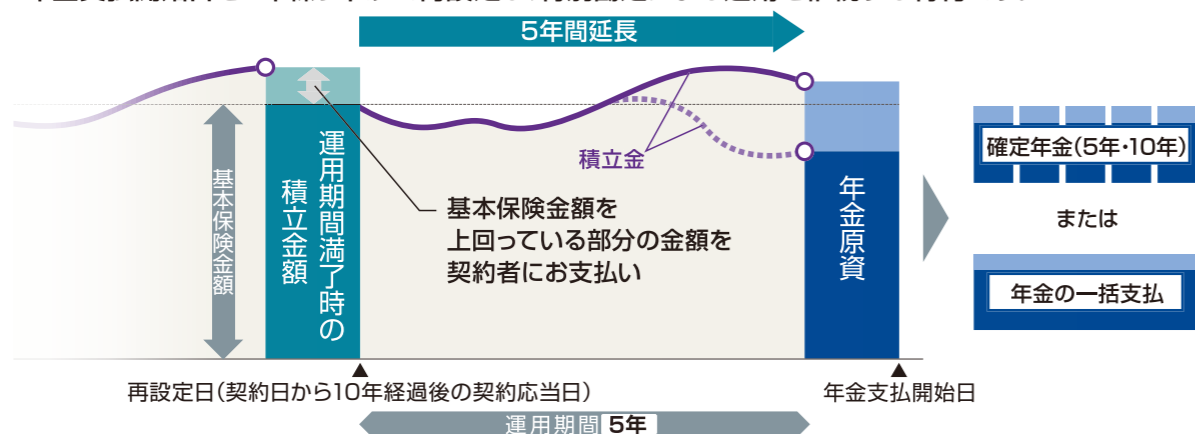
ケース B

積立金額が**積立金自動移転基準額に到達した場合**



特別勘定運用継続特約

年金支払開始日を5年繰り下げて再設定し、特別勘定による運用を継続する特約です。



※上図は、再設定日前日の積立金額が基本保険金額を上回ったときに「特別勘定運用継続特約」を付加した場合の例です。

※将来の積立金額等を保証するものではありません。なお、死亡給付金の表示は省略しています。

※再設定される基本保険金額は、再設定日前日の積立金額になります。ただし、再設定日前日の積立金額がその日の基本保険金額を超えるときは、その日の基本保険金額と同額とし、その超える部分を契約者にお支払いします。

※再設定日の目標額は、再設定日の基本保険金額に目標値を乗じた金額になります。

※積立金自動移転特約が付加されている場合、再設定日の積立金自動移転基準額は、再設定日の基本保険金額に積立金自動移転基準値を乗じた金額になります。

※この特約を付加して運用期間を5年間延長した後、再度延長することはできません。

年金支払期間中に被保険者が死亡された場合

●年金支払期間中に被保険者が死亡された場合、死亡一時金(年金支払期間の残存期間に対する年金額の現価)を年金受取人にお支払いします。

※年金受取人が被保険者の場合はその相続人(後継年金受取人を指定されている場合は後継年金受取人)にお支払いします。

特別勘定のラインアップ 6つの特別勘定から、1%単位で自由に組み合わせることが できます。

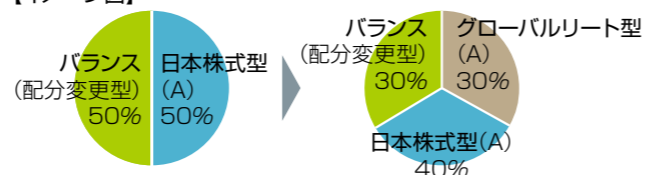
特別勘定名	主な投資対象となる投資信託
バランス(配分変更型)	ファイン・ブレンド (適格機関投資家向け)
日本株式型(A)	インデックスファンド225 VA (適格機関投資家向け)
外国株式型(A)	三井住友・外国株式インデックスファンド・VAS (適格機関投資家専用)
外国債券型(A)	三井住友・外国債券インデックスファンド・VAS (適格機関投資家専用)
グローバルリート型(A)	SMAM・世界リート・インデックスファンドVA (適格機関投資家限定)
マネー型(A)	SMAM・FGマネーファンドVA (適格機関投資家限定)

運用会社	バランス(配分変更型)・日本株式型(A) 外国株式型(A)・外国債券型(A)・グローバルリート型(A)・マネー型(A)	日興アセットマネジメント株式会社 三井住友アセットマネジメント株式会社
------	--	--

積立金の移転(スイッチング)について

運用期間中は、特別勘定の種類や割合を変更できます。【イメージ図】

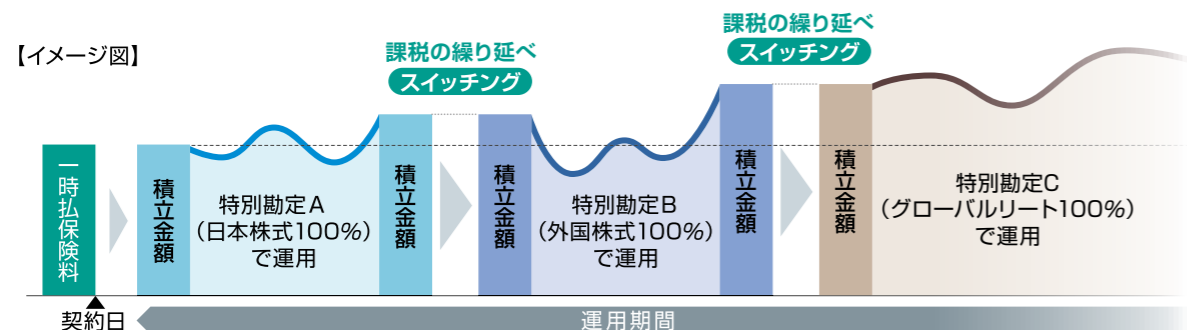
スイッチング手数料	年12回まで 13回目以降	無料 1回につき2,500円
-----------	------------------	-------------------



ご参考

「スイッチング」を活用した効果の例

一般的な変額個人年金保険では、運用期間中にそれまでとは違う資産で運用をしたい場合、「スイッチング」を活用して、運用収益に課税されることなく、積立金の全額または一部をそのまま別の特別勘定に移転して運用することができます。課税は、解約時や年金受取時まで繰り延べられますので、運用成果を高める効果が期待できます。



※上図はスイッチングを活用した効果を示す例です。積立金額が払込保険料を下回っていても、スイッチングを行うことができます。
※スイッチング機能がない変額個人年金保険もあります。

バランス(配分変更型) 「ファイン・ブレンド戦略」による資産運用の魅力

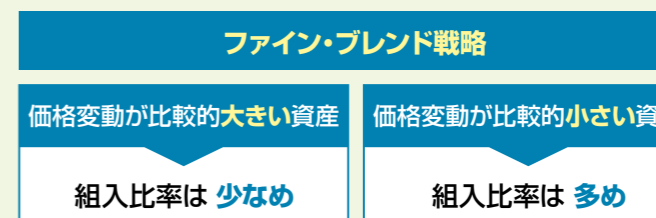
中長期的に収益が期待できる資産に投資

「バランス(配分変更型)」では、期待される収益や効果が異なる5つの資産を主要投資対象とします。値動きが異なる5つの資産を組み合わせることにより、基準価額の変動を抑えながらも、収益の獲得を目指します。

日本国債 超長期国債(残存期間が10年以上の国債)を中心に投資します。	高金利海外債券 G20構成国の中から、金利水準が高いソブリン債に投資します。	グローバル高配当株式 世界各国の配当利回りが高い株式に投資を行います。	グローバルREIT 世界の市場不動産投信(REIT)を中心に投資を行います。	金 金価格への連動を目指す金ETF(金上場投信)等を通じ、金への実質的な投資を行います。
---	--	---	--	--

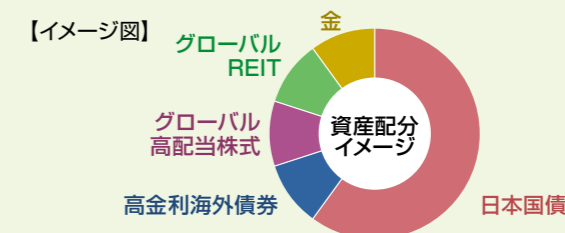
資産配分は基準価額の変動を抑える戦略

「バランス(配分変更型)」では、「ファイン・ブレンド戦略(各資産がファンドの基準価額に対して与える影響度を概ね均等とする戦略)」を採用し、より安定的な投資成果を期待します。この戦略は年金運用等で「リスク・パリティ」と呼ばれ、広く知られた戦略です。



定期的な資産配分の見直しにより、魅力的な収益の獲得を目指す

「バランス(配分変更型)」では、「ファイン・ブレンド戦略」を用いて資産配分を定期的に見直し、投資環境の変化に応じた資産配分とすることにより、魅力的な収益の獲得を目指します。

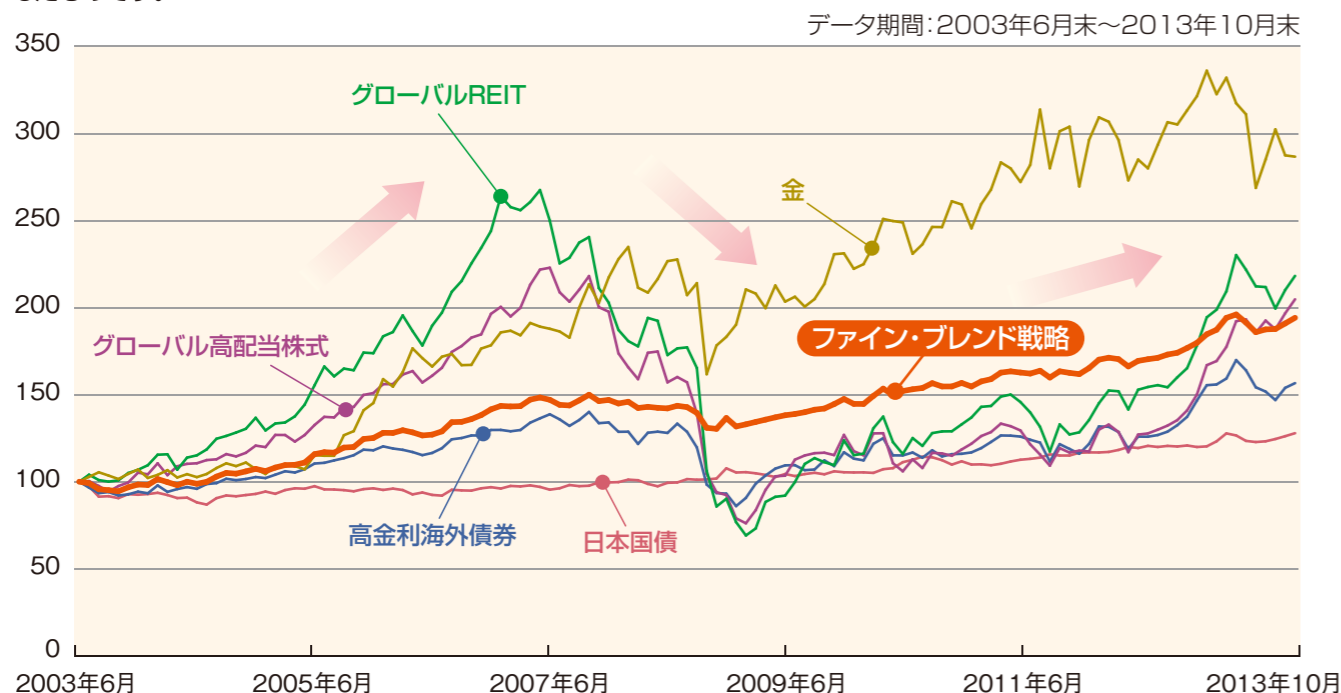


資産運用に関する事項の詳細については、「特別勘定のしおり」に記載していますのでご確認ください。

目標額をご検討いただくための参考データ 過去の主要指標を用いたシミュレーション

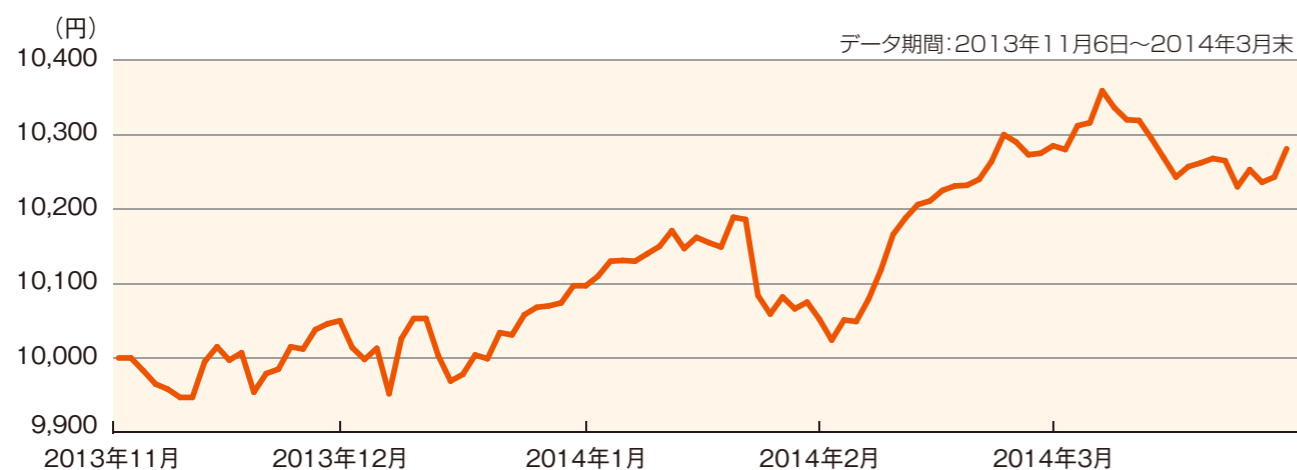
【図表1】「ファイン・ブレンド戦略」によるシミュレーション

日本国債・高金利海外債券・グローバル高配当株式・グローバルREIT・金の5つの資産の主要指標、およびそれらを組み合わせた「ファイン・ブレンド戦略」による合成インデックスの推移を、2003年6月末を100とした各月末数値(指数)でグラフ化したものです。



【図表2】「ファイン・ブレンド(適格機関投資家向け)」の基準価額の推移

特別勘定「バランス(配分変更型)」の主な投資対象となる投資信託「ファイン・ブレンド(適格機関投資家向け)」の分配金込み基準価額を設定来(2013年11月)からグラフ化したものです。



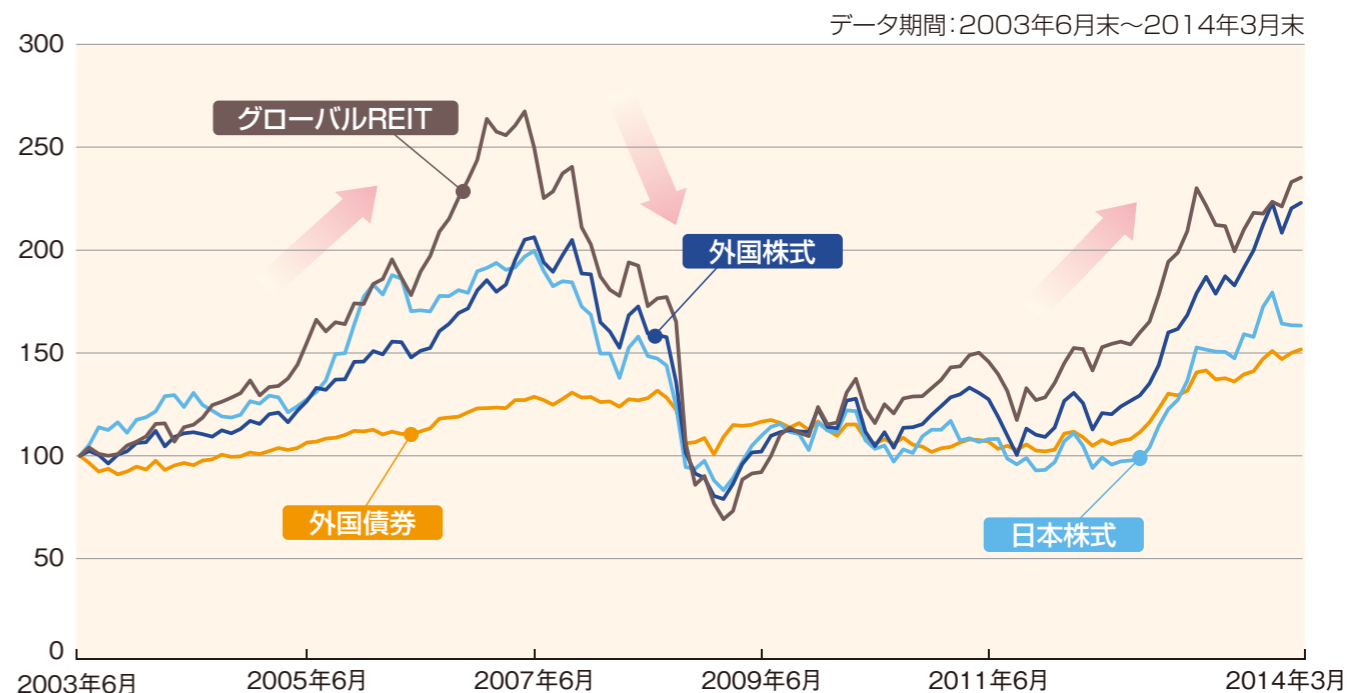
※マニュドリームでは、保険関係費に含まれる死亡保障費を被保険者の年齢や性別等により計算します。したがって、保険関係費はご契約によって異なるため、目標額への到達の可能性も異なります(保険関係費が多く控除された場合、少なく控除された場合に比べ、目標額へ到達する可能性が低くなります)。

保険関係費および死亡保障費について、くわしくは、P.20~P.23「この保険にかかる費用はつぎの通りです」(注意喚起情報)およびP.23「ご参考 死亡保障に必要な費用(月額)の例」(注意喚起情報)をご覧ください。

※当ページの図表は、情報提供を目的としており、いかなる投資の推奨・勧誘を行うものではありません。

【図表3】各主要指標(インデックス)の推移

日本株式・外国株式・外国債券・グローバルREITの4つの資産の主要指標の推移を、2003年6月末を100とした各月末数値(指数)でグラフ化したものです。



掲載データについて

※【図表1】の主要指標はつぎの通りです。日本国債:シティ世界国債インデックス(日本、残存10年以上)、高金利海外債券:パークレイズ・インターナショナル・ハインカム・ソブリン・インデックス(ヘッジなし・円ベース)、グローバル高配当株式:MSCIワールド高配当株式インデックス*、グローバルREIT:S&P先進国REITインデックス、金:ダウ・ジョーンズUBS金サブインデックス・トータル・リターン*

*公表されている原指数を円換算して使用。

なお、主要指標のいずれも、「ファイン・ブレンド(適格機関投資家向け)」のベンチマークではありません。

※【図表1】は、お客さまに「ファイン・ブレンド戦略」をご理解いただくために、同戦略に基づいて日興グローバルラップ*が、上記5資産を代表するインデックスを合成し、月次でリバランスした結果です。また、取引にかかわる費用や税金等について考慮していません。

*日興グローバルラップとは、資産配分の策定や運用アドバイザーの評価・選定など、資産運用サービスを幅広く提供するコンサルティング・カンパニーです。

※【図表2】は、特別勘定「バランス(配分変更型)」の主な投資対象となる投資信託「ファイン・ブレンド(適格機関投資家向け)」の過去の運用実績を示したもので、現在または将来の運用実績・内容を示唆あるいは保証するものではありません。

※【図表3】の主要指標はつぎの通りです。日本株式:日経平均株価(225種・東証)、外国株式:MSCI-KOKUSAIインデックス(円ベース)、外国債券:シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)、グローバルREIT:S&P先進国REIT指数(配当込み、円換算ベース)

【図表1】【図表2】【図表3】は、お客さまに目標額の設定をご検討いただくための参考資料であり、マニュドリームの特別勘定の運用実績を示すものではありません。表示されたデータの確実性および目標額への到達を保証するものではなく、また、将来において同様の数値を示すことを保証または示唆するものではありません。

※【図表1】は日興アセットマネジメント株式会社、【図表3】はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社の著作物であり、著作権等すべての権利を有する同社から使用許諾を得ております。日興アセットマネジメント株式会社およびイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社の承認なしの利用、複製等は損害賠償、著作権上の罰則の対象となります。

※ご参考データに基づき判断、実行された投資行動の結果について、日興アセットマネジメント株式会社、イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社およびマニュライフ生命保険株式会社は一切責任を負いません。

○ 契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。記載の支払事由や給付に関する制限事項は、概要や代表例を示しています。支払事由や制限事項等の詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「[ご契約のしおり／約款](#)」に記載していますのでご確認ください。

1 引受保険会社について

商 号： マニユライフ生命保険株式会社
 本 社 所 在 地： 東京都調布市国領町4丁目34番地1 〒182-8621
 連 絡 先： 変額年金カスタマーセンター TEL:0120-925-008
 ホームページ： www.manulife.co.jp

2 この保険のしくみと特徴について

- この保険の名称(正式名称)は、新変額個人年金保険VI型です。
- この保険は、年金支払開始日前日まで特別勘定で運用し、その運用実績によって将来の積立金額、年金額、解約返戻金額や死亡給付金額等が変動する生命保険(変額個人年金保険)です。
- 年金支払開始日前日の各特別勘定の積立金の合計額を年金原資として、年金支払開始日におけるマニユライフ生命の定める基礎率(予定利率等)に基づき、年金をお支払いします。
- 契約時に「据置期間付確定年金移行特約」および「積立金自動移転特約」が付加されています。
 ※くわしくは、[P.14](#) 「4.特約について」をご覧ください。

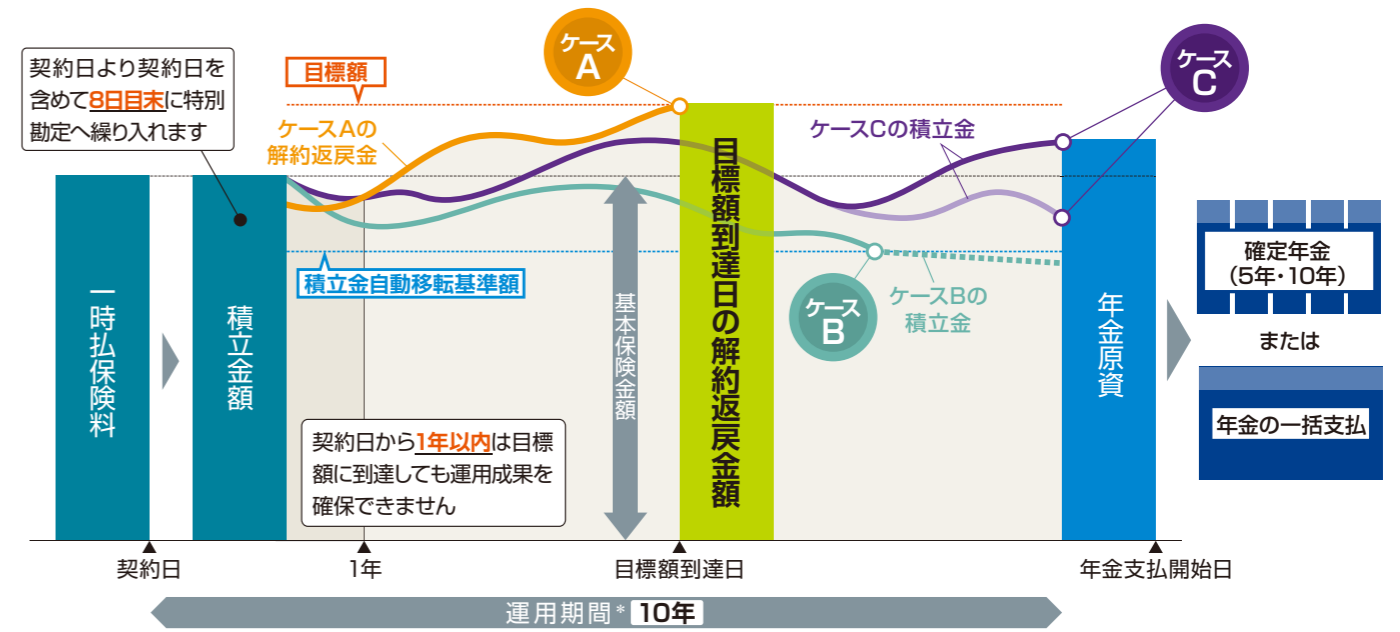


ご注意



- 年金原資に最低保証はありません。**
- 積立金から保険関係費の全額を控除できない場合**、マニユライフ生命が定める期日までに追加の保険料のお払い込みがなかったときに、**ご契約は消滅します。**
 ※くわしくは、[P.25](#) 「5.積立金から保険関係費の全額を控除できない場合について」(注意喚起情報)および「[ご契約のしおり／約款](#)」をご覧ください。

【イメージ図】



ケースA 解約返戻金額が、契約日の1年経過後から年金支払開始日前々日までに**目標額に到達した場合**

ケースB 積立金額が、**積立金自動移転基準額に到達した場合**

ケースC 解約返戻金額が目標額に、または積立金額が積立金自動移転基準額に到達することなく**運用期間が満了した場合**

* 契約日から年金支払開始日前日までの期間をいいます。
 ※上図は、将来の積立金額等を保証するものではありません。なお、死亡給付金の表示は省略しています。



ご注意



運用のリスクについて

- この保険は、特別勘定の運用実績によって積立金額、年金額、解約返戻金額等が変動(増減)する変額個人年金保険です。特別勘定での資産運用には、価格変動リスク・金利変動リスク・為替変動リスク・信用リスク・カントリーリスク等の投資リスクがあるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、**積立金額、年金原資、解約返戻金額が払込保険料の合計額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**
 その有価証券の価格や為替の変動等に伴うリスクは、契約者に帰属します。
- 積立金の移転(スイッチング)を行った際には、選択した特別勘定の種類によっては基準となる指標やリスクの種類が異なることとなりますので、ご注意ください。

3 特別勘定について

特別勘定の種類と運用方針および特別勘定への繰り入れ

- 6つの特別勘定から選択いただけます。
一時払保険料を、契約日より契約日を含めて8日目末に特別勘定に繰り入れます。
- 1%単位で、複数の特別勘定を組み合わせることもできます。

特別勘定名	特別勘定の運用方針	主な投資対象となる投資信託
バランス (配分変更型)	日本を含む世界の債券、株式、不動産投信、金上場投信等に投資を行う投資信託証券に主に投資し、各資産の配分比率を市況環境等に応じて定める投資信託を主な投資対象とすることにより、中長期的な特別勘定資産の成長を目指します。	ファイン・ブレンド(適格機関投資家向け)
日本株式型(A)	日本株式に主に投資する投資信託を主な投資対象とすることにより、中長期的な特別勘定資産の成長を目指します。	インデックスファンド225 VA(適格機関投資家向け)
外国株式型(A)	外国株式に主に投資する投資信託を主な投資対象とすることにより、中長期的な特別勘定資産の成長を目指します。外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。	三井住友・外国株式インデックスファンド・VAS(適格機関投資家専用)
外国債券型(A)	外国の国債に主に投資する投資信託を主な投資対象とすることにより、中長期的な特別勘定資産の成長を目指します。外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。	三井住友・外国債券インデックスファンド・VAS(適格機関投資家専用)
グローバルリート型(A)	日本を含む世界各国の不動産投資信託に主に投資する投資信託を主な投資対象とすることにより、中長期的な特別勘定資産の成長を目指します。外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。	SMAM・世界リート・インデックスファンドVA<適格機関投資家限定>
マネー型(A)	円建の短期公社債および短期金融商品に主に投資する投資信託を主な投資対象とすることにより、安定した収益の確保を目指します。	SMAM・FGマネーファンドVA<適格機関投資家限定>

※特別勘定の運用方針、特別勘定の主な投資対象となる投資信託は、今後変更することがあります。

主な投資対象となる投資信託の運用会社は下記の通りです。

バランス(配分変更型)・日本株式型(A)	日興アセットマネジメント株式会社
外国株式型(A)・外国債券型(A)・グローバルリート型(A)・マネー型(A)	三井住友アセットマネジメント株式会社

特別勘定資産の評価方法

- 特別勘定資産の評価は毎日行い、その成果を積立金の増減に反映させます。
- 特別勘定資産の評価方法はつぎの通りとします。ただし、この評価方法は、将来変更することがあります。
 - ・有価証券その他公正なる会計慣行で有価証券に準ずる扱いが適当とされる資産は、時価評価します。
 - ・上記以外の資産については、原価法によるものとします。

※先物・オプション取引等のデリバティブ取引については、評価差額を損益に計上します。

積立金の移転(スイッチング)

- 契約者は、特別勘定の積立金を1万円以上、1円または1%単位で自由にスイッチングを行うことができます。
- スイッチング手数料は、1保険年度12回まで無料とし、13回目からは1回のスイッチングにつき2,500円となります。
※スイッチングで適用するユニットプライスは、マニユライフ生命がスイッチングのご請求を受け付けた日の翌営業日の価格となります。

この「契約概要」に記載の資産運用に関する事項は概要を示しています。資産運用に関する事項の詳細については、「特別勘定のしおり」に記載していますのでご確認ください。

4 特約について

※くわしくは、「ご契約のしおり/約款」をご覧ください。

据置期間付確定年金移行特約 **契約時に付加されています**

解約返戻金額が、あらかじめ設定された目標額に到達した場合に、据置期間付確定年金へ自動的に移行する特約です。

契約後にこの特約のみを解約することはできません。

- 目標額は、目標値(120%、130%、140%、150%)を基本保険金額に乗じた金額となります。
- 契約日の1年経過後の契約応当日から年金支払開始日前々日までに、解約返戻金額が目標額以上となった場合には、その翌日を移行日として据置期間付確定年金へ移行します。
※移行後は、特別勘定での運用は行いません。
- 据置期間付確定年金へ移行後の積立金は、移行後の据置期間中、マニユライフ生命の定める利率による利息をつけて積み立てます。
- 移行後の年金支払開始日は「移行前の年金支払開始日」と「移行日から1年経過後の移行日の応当日」のいずれか早い日とします。
- 据置期間付確定年金への移行日前は、契約者のお申し出により、目標値を変更することにより目標額を変更することができます。
※変更する目標額は、変更する日の解約返戻金額より大きい金額とします。

積立金自動移転特約 契約時に付加されています

各特別勘定の積立金の合計額が、あらかじめ設定された積立金の移転を行う際の基準となる金額(積立金自動移転基準額)以下となった場合、各特別勘定の積立金の合計額全額を特別勘定[マネー型(A)]に自動的に移転する特約です。

- 積立金自動移転基準額は、基本保険金額に積立金自動移転基準値(契約時は80%)を乗じた金額となります。
- 一時払保険料を特別勘定へ繰り入れた日の翌日から年金支払開始日前日までに積立金額が積立金自動移転基準額以下になった場合は、その日を移転日として積立金の全額を特別勘定[マネー型(A)]に移転します。
※すでに特別勘定[マネー型(A)]にある積立金は移転しません。また、この特約による積立金の自動移転は、1保険年度におけるスイッチングの回数には含まれません。
- 積立金の自動移転をした場合、マニュアル生命が定める方法で新たな積立金自動移転基準額を設定します。
※移転日の各特別勘定の積立金の合計額がその日の基本保険金額の10%以下となる場合、積立金自動移転基準額は設定しません。
- 年金支払開始日前までは、契約者のお申し出により、積立金自動移転基準値をマニュアル生命が定める範囲で変更することにより積立金自動移転基準額を変更することができます。また、この特約を解約およびこの特約を解約後に中途付加することもできます。
※変更する積立金自動移転基準額は、変更する日の各特別勘定の積立金の合計額よりも小さい金額とします。また中途付加する際の積立金自動移転基準額は、中途付加した日の各特別勘定の積立金の合計額よりも小さい金額とします。



●積立金の自動移転により特別勘定[マネー型(A)]へ積立金が全額移転した後も保険関係費および運用関係費が控除されるため、多くの場合、積立金額は減少します。

特別勘定運用継続特約

年金支払開始日を5年繰り下げて再設定し、再設定日(再設定前の年金支払開始日)から再設定後の年金支払開始日前日までの期間中、特別勘定による運用を継続する特約です。
契約者からのお申し出により、年金支払開始日の前日に付加することができます。

- 再設定日の基本保険金額は、再設定日前日のつぎのいずれかの金額となります。
 - ① 各特別勘定の積立金の合計額 ≤ 基本保険金額 ⇒ 各特別勘定の積立金の合計額
 - ② 各特別勘定の積立金の合計額 > 基本保険金額 ⇒ 基本保険金額
 なお、②の場合、「各特別勘定の積立金の合計額」と「基本保険金額」の差額を契約者にお支払いします。
- ※特別勘定による運用が継続されるため、保険関係費および運用関係費が控除されます。
- ※つぎのいずれかに該当する場合、この特約を付加することができません。
 - ・再設定日において、基本保険金額が200万円未満の場合
 - ・すでにこの特約が付加されている場合
 - ・据置期間付確定年金に移行されている場合
- ※再設定日の目標額は、再設定日の基本保険金額に目標値を乗じた金額となります。
- ※積立金自動移転特約が付加されている場合、再設定日の積立金自動移転基準額は、再設定日の基本保険金額に積立金自動移転基準値を乗じた金額となります。

5 年金のお支払いについて

年金の種類

名称	支払事由	支払金額	受取人
確定年金 (5年または10年)	被保険者が毎年の年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人

- 年金額は、年金原資*と年金支払開始日におけるマニュアル生命の定める基礎率(予定利率等)により計算されます。したがって、年金額は年金支払開始日まで確定しません。
- *据置期間付確定年金に移行した場合、年金支払開始日前日の移行後の積立金額となります。据置期間付確定年金に移行しなかった場合、年金支払開始日前日の各特別勘定の積立金の合計額となります。
- ※マニュアル生命の定める基礎率(予定利率等)は、経済情勢の変化等の理由により、将来変更される可能性があります。
- ※年金額が5万円未満となる場合、年金のお支払いは行わず、年金支払開始日前日の積立金額を一時金で契約者にお支払いします。また、マニュアル生命の定める個人年金保険契約を通算し、同一被保険者について、年金額が3,000万円を超える場合は、3,000万円を年金額とし、その年金額を基準として年金支払開始日におけるマニュアル生命の定める基礎率(予定利率等)により計算された年金原資を超える部分の年金原資について、当該部分を一時金で年金受取人にお支払いします。

年金の一括支払

- 年金受取人は、年金支払期間中の将来の年金のお支払いにかえて、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価の一括支払を請求することができます。年金の一括支払を行った場合、ご契約は消滅します。

指定代理請求人について

- 年金受取人が被保険者の場合、契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)は、所定の範囲内で1人を指定代理請求人にあらかじめ指定することができます。
- 年金受取人が傷害または疾病により年金を請求する意思表示ができない場合等に、指定代理請求人は、年金受取人の代理人として年金を請求することができます。

後継年金受取人について

- 契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)は、年金受取人が年金支払開始日以後にお亡くなりになった場合の新たな年金受取人(後継年金受取人)をあらかじめ指定することができます。

6 被保険者が死亡された場合の保障内容について

名称	支払事由	支払金額	受取人
死亡給付金	被保険者が年金支払開始日前に死亡されたとき	被保険者が死亡された日の各特別勘定の積立金の合計額または基本保険金額のいずれか大きい額	死亡給付金受取人
死亡一時金	被保険者が年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前日までに死亡されたとき	年金支払期間の残存期間に対する年金額の現価	年金受取人*

*年金受取人が被保険者の場合はその相続人(後継年金受取人を指定されている場合は後継年金受取人)にお支払いします。

※据置期間付確定年金に移行した場合、移行後の据置期間中に被保険者が死亡されたときの死亡給付金額は、死亡日における移行後の積立金額となります。

※積立金から保険関係費の全額を控除できない場合で、マニユライフ生命が定める期日までに追加の保険料のお払い込みがないまま被保険者が死亡されたときは、未控除の保険関係費を死亡給付金額から差し引きます。

※死亡給付金・死亡一時金の支払事由に該当し、死亡給付金・死亡一時金が支払われた場合、ご契約は消滅します。

※死亡給付金をお支払いできない場合については、[▶P.25](#) **「6.死亡給付金等をお支払いできない場合について」** (注意喚起情報)および**「ご契約のしおり/約款」**に記載していますのでご確認ください。

7 解約返戻金について

●年金支払開始日以前に限り、ご契約を解約・一部解約することができます。その場合には、解約返戻金をお支払いします。ただし、解約した場合、ご契約は消滅します。

※一部解約後の基本保険金額が200万円未満となる場合、一部解約はできません。

※据置期間付確定年金に移行した場合、移行後の据置期間中にご契約を解約・一部解約することはできません。ただし、移行後の積立金の全額支払を請求することができます。この場合、マニユライフ生命が請求書類を受け付けた日の移行後の積立金額をお支払いします(解約控除のご負担はありません)。なお、移行後の積立金額をお支払いした場合、ご契約は消滅します。

●ご契約を一部解約した場合、積立金額および基本保険金額は同じ割合で減額されます。

●解約返戻金額は、特別勘定の運用実績によって毎日変動(増減)します。

●解約返戻金額は、解約計算基準日・一部解約計算基準日(マニユライフ生命が解約・一部解約の請求書類を受け付けた日の翌営業日)の積立金額(一部解約の場合は、減額された積立金額)から解約控除額を差し引いた金額です。

$$\begin{aligned} \text{解約返戻金額} &= \text{解約計算基準日・一部解約計算基準日の積立金額} - \text{解約控除額} \\ \text{解約控除額} &= \text{基本保険金額(一部解約の場合は、減額された基本保険金額)} \times \text{解約控除率} \end{aligned}$$

■解約控除

●解約・一部解約時に、契約日からの経過年数に応じて基本保険金額*に下表の解約控除率を乗じた解約控除がかかります。

契約日からの経過年数	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
解約控除率	8.0%	7.5%	6.7%	5.9%	5.1%
契約日からの経過年数	5年超6年以内	6年超7年以内	7年超8年以内	8年超9年以内	9年超10年以内
解約控除率	4.3%	3.5%	2.7%	1.8%	0.9%

●特別勘定運用継続特約を付加し、再設定日以後に解約・一部解約された場合は、再設定日からの経過年数に応じて基本保険金額*に下表の解約控除率を乗じた解約控除がかかります。

再設定日からの経過年数	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
解約控除率	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%

*一部解約の場合は、減額された基本保険金額



- 解約返戻金に最低保証はありません。
- 解約返戻金額は、解約計算基準日の各特別勘定の積立金の合計額から所定の解約控除額を差し引いて計算した金額となるため、**払込保険料の合計額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

8 引き受け条件について

被保険者の契約年齢	20歳～75歳（満年齢）	
保険料のお取り扱い	200万円～5億円（1万円単位） ※同一被保険者で、マニライフ生命の変額個人年金保険のご契約が複数ある場合、合算して5億円を超えることはできません。	
保険料の払込方法	一時払のみ ※マニライフ生命が指定する金融機関の口座への送金に限定しています。	
保険期間	運用期間	10年 ※特別勘定運用継続特約を付加した場合、15年となります。 ※据置期間付確定年金に移行した場合、10年（特別勘定運用継続特約を付加した場合、15年）よりも短くなる場合があります。
	年金支払期間	5年 または 10年
年金支払開始年齢	被保険者の契約年齢に運用期間を加算した年齢となります。	
年金受取人	契約者 または 被保険者	

※法人契約のお取り扱いもできます。

基本保険金額（一時払保険料）等、ご契約の具体的な内容については、「[契約申込書](#)」に記入していただきますので、お申し込みの際には、この「[契約概要](#)」と「[契約申込書](#)」にて契約内容を必ずご確認ください。

9 契約者配当金について

●この保険には、契約者配当金はありません。

10 諸費用について

●この保険にかかる費用の合計額は、保険関係費、運用関係費および年金管理費の合計額になります。そのほか、解約・一部解約をした場合には解約控除、1保険年度に12回を超えるスイッチングを行った場合にはスイッチング手数料がかかります。

※くわしくは、[P.20～P.23](#) 「この保険にかかる費用はつぎの通りです」(注意喚起情報)をご覧ください。

注意喚起情報

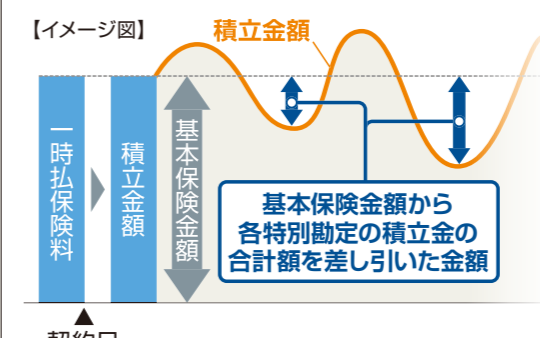
「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しています。「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「[ご契約のしおり](#)」/「[約款](#)」/「[特別勘定のしおり](#)」に記載していますのでご確認ください。

この保険にかかる費用はつぎの通りです

この保険にかかる費用の合計額は、保険関係費、運用関係費および年金管理費の合計額になります。そのほか、解約・一部解約をした場合には解約控除、1保険年度に12回を超えるスイッチングを行った場合にはスイッチング手数料がかかります。

特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用

●特別勘定での運用期間中に以下の保険関係費をご負担いただけます。

項目	費用	時期
保険関係費		
保険契約の締結・維持に必要な費用	基本保険金額に対して、年率 1.98% ※「特別勘定運用継続特約」を付加した場合、再設定日以後は、基本保険金額に対して、年率1.50%	左記の年率の1/12を乗じた金額を月単位の契約応当日（第1回については繰入日）に積立金から控除します。
死亡保障に必要な費用	「基本保険金額から各特別勘定の積立金の合計額を差し引いた金額」に対して、「被保険者の年齢・性別によって定まる率」を乗じた金額* 【イメージ図】 	各特別勘定の積立金の合計額が基本保険金額を下回った場合、月単位の契約応当日に積立金から控除します。

*基本保険金額および被保険者の年齢は月単位の契約応当日時点、各特別勘定の積立金の合計額は月単位の契約応当日の前日時点のものを用いて計算します。なお、被保険者の年齢は、契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

つぎのページへ続く 

※保険関係費を積立金から控除する際、費用に相当するユニット数が減少します。

※死亡保障に必要な費用について

- ・計算時点の「各特別勘定の積立金の合計額」および「被保険者の年齢・性別によって定まる率」等によって計算されるため、変動します。そのため、費用の発生前に具体的な金額を表示することはできません。

▶P.23【ご参考】についてもご覧ください。

- ・各特別勘定の積立金の合計額が基本保険金額以上となる場合には、ご負担はありません。

- ・繰入日および再設定日には、ご負担はありません。

※追加一時払保険料が払い込まれた場合、その保険料が特別勘定に繰り入れられた時に、控除できなかった部分の保険関係費を積立金から控除します。

●特別勘定での運用期間中に以下の運用関係費をご負担いただきます。

項目	特別勘定名	費用(信託報酬*1)	時期
		特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額に対して	
運用関係費 (特別勘定の運用にかかわる費用)	バランス(配分変更型)	実質年率 0.93922% (税抜0.8815%)以内*2	左記の年率の1/365を乗じた金額を毎日積立金から控除します。
	日本株式型(A)	年率 0.4320% (税抜0.40%)	
	外国株式型(A)	年率 0.3024% (税抜0.28%)	
	外国債券型(A)	年率 0.2484% (税抜0.23%)	
	グローバルリート型(A)	年率 0.3780% (税抜0.35%)	
	マネー型(A)	各月ごとに決定 *3	

*1 運用関係費は信託報酬のほか、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に係る監査費用等がかかります。これらの費用は、一部(「バランス(配分変更型)」の主な投資対象となる投資信託の監査費用等一部の費用【投資信託の純資産総額に対して年率0.10%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額】)を除き、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため、これらの金額および費用の合計額を表示することができません。また、これらの費用は各特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。

つぎのページへ続く ➡

- *2 当特別勘定が投資対象とする投資信託は、投資信託証券に投資するファンドオブファンズです。そのため、実質的な信託報酬率(年率)は、当投資信託の信託報酬率「年率0.57132%(税抜0.529%)」と投資対象とする投資信託証券の組入れに係る信託報酬率「年率0.36790%(税抜0.3525%)以内」の合計となります。なお、実質的な信託報酬率(年率)は、当該投資信託証券の変更などにより見直すことがあります。
- *3 前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの信託報酬率は、原則として、当該各月の前月最終5営業日における無担保コール翌日物レート(年率)の平均値(以下、「コールレート」といいます。)に応じ、つぎに掲げる率(税込)とします。

コールレートが0.25%未満の場合	コールレート × 0.432
コールレートが0.25%以上 0.50%未満の場合	0.1080%
コールレートが0.50%以上 1.00%未満の場合	0.1512%
コールレートが1.00%以上の場合	0.1944%

※運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。

解約・一部解約時にご負担いただく費用

●解約・一部解約時に以下の解約控除をご負担いただきます。

項目	費用	時期
解約控除	解約に相当する部分の基本保険金額に対して、契約日からの経過年数に応じて、 8.0%~0.9% ※「特別勘定運用継続特約」を付加した場合、再設定日からの経過年数に応じて、2.5%~0.5%	解約計算基準日、一部解約計算基準日に解約に相当する部分の各特別勘定の積立金の合計額から控除します。

※解約計算基準日・一部解約計算基準日が、繰入日前の場合、解約控除のご負担はありません。

※据置期間付確定年金への移行が行われる場合の解約返戻金額の計算の際、解約控除をご負担いただきます。

◆解約控除に関する詳しい内容については、▶P.18【7.解約返戻金について】(契約概要)および【ご契約のしおり/約款】の「解約・一部解約」に記載していますのでご確認ください。

つぎのページへ続く ➡

積立金の移転(スイッチング)の際にご負担いただく費用

- 1保険年度に12回を超えるスイッチングを行った場合、以下のスイッチング手数料をご負担いただきます。

項目	費用	時期
スイッチング手数料	1回のスイッチングにつき 2,500円	スイッチングの際に移転元の特別勘定の積立金から控除します。

※「積立金自動移転特約」による積立金の自動移転は、スイッチングの回数に含みません。

年金支払期間中にご負担いただく費用

- 年金支払期間中、以下の年金管理費をご負担いただきます。

項目	費用	時期
年金管理費 (年金支払の管理にかかる費用)	責任準備金額に 0.4% を乗じた金額	年金支払日に責任準備金から控除します。

ご参考 死亡保障に必要な費用(月額)の例

「基本保険金額から各特別勘定の積立金の合計額を差し引いた金額」が10万円の場合

年齢	男性	女性	年齢	男性	女性	年齢	男性	女性	年齢	男性	女性
20歳	7円	3円	40歳	12円	8円	60歳	71円	32円	80歳	535円	260円
21歳	7円	3円	41歳	14円	9円	61歳	77円	34円	81歳	597円	296円
22歳	7円	3円	42歳	15円	9円	62歳	84円	37円	82歳	669円	337円
23歳	7円	3円	43歳	16円	10円	63歳	92円	41円	83歳	749円	385円
24歳	7円	3円	44歳	18円	11円	64歳	102円	45円	84歳	839円	440円
25歳	7円	3円	45歳	20円	12円	65歳	113円	49円			
26歳	6円	3円	46歳	22円	13円	66歳	126円	54円			
27歳	6円	3円	47歳	24円	14円	67歳	140円	59円			
28歳	7円	4円	48歳	26円	15円	68歳	156円	65円			
29歳	7円	4円	49歳	28円	17円	69歳	172円	71円			
30歳	7円	4円	50歳	31円	18円	70歳	190円	78円			
31歳	7円	4円	51歳	34円	20円	71歳	209円	87円			
32歳	8円	5円	52歳	37円	21円	72歳	230円	97円			
33歳	8円	5円	53歳	41円	22円	73歳	254円	109円			
34歳	8円	5円	54歳	44円	24円	74歳	281円	123円			
35歳	9円	6円	55歳	48円	25円	75歳	312円	138円			
36歳	9円	6円	56歳	52円	26円	76歳	347円	156円			
37歳	10円	7円	57歳	57円	27円	77歳	386円	177円			
38歳	11円	7円	58歳	61円	28円	78歳	429円	201円			
39歳	12円	8円	59歳	66円	30円	79歳	479円	228円			

※死亡保障に必要な費用(月額)は円未満を四捨五入します。そのため「基本保険金額から各特別勘定の積立金の合計額を差し引いた金額」が10万円以外の場合の当該費用は、当参考の費用に比例しない場合があります。

この保険には運用のリスクがあります

- この保険は、特別勘定の運用実績によって積立金額、年金額、解約返戻金額等が変動(増減)する変額個人年金保険です。特別勘定での資産運用には、価格変動リスク・金利変動リスク・為替変動リスク・信用リスク・カントリーリスク等の投資リスクがあるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、**積立金額、年金原資、解約返戻金額が払込保険料の合計額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**その有価証券の価格や為替の変動等に伴うリスクは、契約者に帰属します。
- 積立金の移転(スイッチング)を行った際には、選択した特別勘定の種類によっては基準となる指標やリスクの種類が異なることとなりますので、ご注意ください。

1 この商品は生命保険です

- この商品は、マニライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。

2 クーリング・オフ(お申し込みの撤回・ご契約の解除)制度について

- お申込者または契約者は、**ご契約の申込日から申込日を含めて8日以内であれば、書面によるお申し出により、ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除(以下、「お申し込みの撤回等」といいます)ができます。**これを「クーリング・オフ制度」といい、この場合にはお払い込みいただいた金額を全額お返しします。
 - つぎの場合には、お申し込みの撤回等のお取り扱いができません。**
 - ・契約者が法人のとき、または当該保険契約が営業もしくは事業のために締結する保険契約であるとき
 - ・当該保険契約が債務の履行の担保のための保険契約であるとき
- ※お申し込みの撤回等に関する詳しい内容については、「**ご契約のしおり/約款**」の「クーリング・オフ(お申し込みの撤回・ご契約の解除)制度について」に記載していますのでご確認ください。

3 告知について

- ご契約の締結に際しては、契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

4 保障の責任開始期について

- マニライフ生命が保険契約のお引き受けを承諾したときは、一時払保険料相当額のお払い込みが完了した時にさかのぼり、保険契約上の責任を負います。この保険では、その日を契約日とします。
- 生命保険募集人は、お客さまとマニライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してマニライフ生命が承諾したときに有効に成立します。

5 積立金から保険関係費の全額を控除できない場合について

- 保険関係費を控除する際に、その金額が各特別勘定の積立金の合計額を超え、積立金から保険関係費の全額を控除できない場合、積立金から各特別勘定の積立金の合計額までを控除し、**猶予期間*の満了時にご契約は消滅します。**

* 保険関係費の全額を控除できなかった日から1ヵ月間を払込期月とし、その払込期月の満了日の翌日から1ヵ月間を猶予期間とします。

- ご契約の継続をご希望される場合は、猶予期間の満了までに追加一時払保険料をお払い込みください。追加一時払保険料は、保険関係費の全額を控除できなかった日の基本保険金額の10%の金額です。

※くわしくは、「**ご契約のしおり／約款**」の「積立金」(積立金から保険関係費の全額を控除できない場合の取扱)に記載していますのでご確認ください。

6 死亡給付金等をお支払いできない場合について

- つぎのような場合には、死亡給付金等をお支払いしません。**

- ・死亡給付金を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)、被保険者または死亡給付金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約が解除された場合
- ・保険契約について詐欺の行為があつてご契約が取消となった場合や、死亡給付金の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合
- ・死亡給付金の免責事由に該当した場合(例:責任開始日からその日を含めて3年以内における被保険者の自殺による死亡、死亡給付金受取人の故意による支払事由該当等)
- ・猶予期間の満了までに追加一時払保険料のお払い込みがなく、ご契約が消滅した場合

7 解約・一部解約について

- 「解約・一部解約」については、**▶P.18**「**7.解約返戻金について**」(契約概要)に記載していますのでご確認ください。

8 信用リスクと生命保険契約者保護機構について

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- マニライフ生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。**生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者の保護が図られることがあります。この場合にも、契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。**

生命保険契約者保護機構の詳細に関する照会は、
生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL. 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>

9

現在のご契約を解約・減額することを前提に新たなご契約のお申し込みを行った場合、不利益となる事項があります

- 現在のご契約を解約・減額するときは、一般的につきの点について契約者にとって不利益となります。**

- ・多くの場合、解約返戻金は、払込保険料の合計額より少ない金額となります。
- ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことがあります。
- ・新たなご契約については、責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺による死亡の場合等、死亡給付金等をお支払いできないことがあります。

10

特別勘定群について

- 新変額個人年金保険Ⅵ型では、2以上の特別勘定をグループ化した特別勘定群を設定しています。なお、特別勘定群を販売窓口ごとに設定することがあります。
- 契約者は、お申し込みの際に特別勘定群を指定するものとし、指定された特別勘定群に含まれない特別勘定については、一時払保険料の繰り入れや積立金の移転等を行うことはできません。
- 当窓口以外の特別勘定群および特別勘定に関しては、**マニライフ生命変額年金カスタマーセンター**にお問い合わせください。

11

戦争その他の変乱等の突発的な異常事態が発生した場合について

- 戦争その他の変乱等の突発的な異常事態によって特別勘定資産の正常な評価ができない期間(取引停止期間)中は、一部のお手続きについて、延期または停止等を行うことがあります。

12

死亡給付金・年金等のお支払いに関するお手続き等について

- お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金・年金等のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金等の支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに**マニライフ生命変額年金カスタマーセンター**にご連絡ください。また、年金については、年金支払開始日の2ヵ月前頃にマニライフ生命からお手続きの書類を郵送しますので、年金支払開始日の前営業日までにご請求ください。
- マニライフ生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 死亡給付金等の支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、複数の死亡給付金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。
- 年金受取人が年金を請求できないマニライフ生命の定める事情があるときは、指定代理請求人が年金を請求することができます。
 - ・指定代理請求人を指定される場合は、契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)が被保険者の同意を得てあらかじめ指定してください(くわしくは、「**ご契約のしおり／約款**」をご確認ください)。
 - ・指定代理請求人を指定された場合、指定代理請求人に対し、年金の代理請求ができる旨をお伝えください。
- 支払事由が発生する事象、ご請求手続き、死亡給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「**ご契約のしおり／約款**」に記載していますので、あわせてご確認ください。

13

各種お手続きやご契約に関するお問い合わせ窓口

- 各種お手続きやご契約に関するご相談・苦情につきましては、**マニュアル生命変額年金カスタマーセンター**までご連絡ください。



マニュアル生命変額年金カスタマーセンター

TEL. 0120-925-008

受付時間 月～金曜日 9時～17時
(祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます)

- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。

ホームページ <http://www.seiho.or.jp/>

※なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

14

税務のお取り扱いについて

契約時

- お払い込みいただいた一時払保険料は、お払い込みいただいた年の生命保険料控除の対象となります。他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。
※一時払のため、お払い込みいただいた年のみの適用になります。
※追加一時払保険料についても、お払い込みいただいた年の生命保険料控除の対象となります。

年金支払開始日前

■解約・一部解約・移行後の全額支払(差益のある場合)

契約後5年以内の解約等の場合	契約後5年超の解約等の場合
20.315%源泉分離課税*	所得税(一時所得) + 住民税

*税率20.315%は、復興特別所得税が付加された税率です。

■被保険者死亡の場合

●死亡給付金

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	課税の種類
本人	本人	配偶者 または 子	相続税
本人	配偶者 または 子	本人	所得税(一時所得) + 住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

年金支払開始日以後

■年金および年金の一括支払

年金でのお支払い	年金の一括支払
所得税(雑所得) + 住民税	所得税(一時所得) + 住民税

※契約者と年金受取人が異なる場合、年金支払開始時に贈与税が課税されます。

■被保険者死亡の場合

●死亡一時金

契約者	被保険者	年金受取人	課税の種類
本人	本人	本人	相続税
本人	配偶者 または 子	本人	所得税(一時所得) + 住民税

税務上のお取り扱いについては、平成26年4月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。なお、源泉徴収税が発生する場合、所得税に復興特別所得税が合わせて徴収されます。個別の税務等の詳細については税務署や税理士等、専門家にご確認ください。また、詳細については「ご契約のしおり/約款」をご覧ください。

アフターサービス



お電話で

マニユライフ生命の変額年金カスタマーセンター

0120-925-008

月～金曜日 9時～17時

(祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます)

- 契約内容のご照会
- 各種お手続きのご案内
- スイッチングのお申し出
- 積立金額・ユニットプライスのご照会
- 各種お手続き書類のご請求 等



インターネットで

マニユライフ生命のホームページ

www.manulife.co.jp

- ユニットプライスのご確認
- 「クォーターリーパフォーマンスレポート」のご確認 等



郵送で

運用レポート 各種レポートを契約者に郵送します。

- 「四半期運用実績のお知らせ」(年4回:3月・6月・9月・12月末の情報)
- 「クォーターリーパフォーマンスレポート」(年4回:3月・6月・9月・12月末の情報)
- 「(特別勘定)決算のお知らせ」(年1回:3月末の情報)

この保険はマニユライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、元本保証はありません。
また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。

ご契約の検討・申し込みに際しては、
【ご契約のしおり／約款】および【特別勘定のしおり】もあわせてご覧ください。

くわしくは、変額保険販売資格をもつ募集人にご相談ください

募集代理店の担当者(生命保険募集人)はお客さまとマニユライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対してマニユライフ生命が承諾したときに有効に成立します。

また、この保険は、生命保険募集人のうち、生命保険協会にて別途定められた規定に基づき変額保険販売資格を登録した募集人のみ取り扱いを行うことができます。

なお、お客さまが募集人の権限等および変額保険販売資格に関して確認をご希望される場合は、ご遠慮なくマニユライフ生命の変額年金カスタマーセンターまでご連絡ください。

募集代理店

引受保険会社

マニユライフ生命保険株式会社